

町田えびね苑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田えびね苑条例の一部を改正する条例

町田えびね苑条例（平成7年12月町田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前			
<p>(入苑料)</p> <p>第4条 <u>前条に規定する</u>えびねの開花期間中に、<u>入苑する者</u>は、<u>次の表</u>に定める入苑料を前納しなければならない。</p>		<p>(入苑料)</p> <p>第4条 <u>前条の</u>えびねの開花期間中に、<u>入苑しようとする者</u>は、次に定める入苑料を前納しなければならない。</p>			
区分	入苑料	区分	入苑料	単位	
			個人	団体（20人以上）	
一般	310円	一般	310円	260円	1人
<u>中学生、高校生及びこれらに準ずる者</u>	100円	<u>小学生、中学生及び高校生並びにこれに準ずる者</u>	100円	80円	1回
<u>小学生以下</u>	無料				
2・3 略		2・3 略			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。